

# 島根県保育協議会会則

## 第1章 総 則

(名 称・事務所)

第1条 この会は、島根県保育協議会と称し、事務所を松江市東津田町1741番地3に置く。

(目 的・構 成)

第2条 この会は、別表1に掲げる島根県内市郡保育研究会等（以下「市郡研究会」という。）をもって構成し、保育事業の発展と従事者の地位・資質向上を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 この会の会員は、原則として、市郡研究会の会員であって、次に掲げる施設のいずれかに該当する保育所等とする。ただし、市郡研究会が設置されていない地域にある保育所等から会員加入の申出があり、理事会において承認した場合には、会員とすることができる。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 会員が運営している「子育て支援センター」
- (4) 認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る。）
- (5) 小規模保育事業

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保育所等運営の諸問題に関する調査研究ならびに対策の樹立
- (2) 従事者の資質的向上を図るための研修事業
- (3) 広報
- (4) 他団体との連絡提携
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

(部 会 等)

第5条 この会の運営を円滑にするために、部会並びにプロジェクトを設置する。

2 前項に掲げる部会は次のとおりとし、各々の規約は別に定める。

- (1) 公立施設長部会
- (2) 私立施設長部会
- (3) 保 育 士 部 会
- (4) 調理担当者部会

3 第1項に掲げるプロジェクトは次のとおりとし、規約は別に定める。

- (1) 人材育成プロジェクト

## 第2章 役 員

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 第8条3項による人数。但し、うち1名は常務理事とする。
- (4) 部会代表者 若干名
- (5) 監 事 2 名

(任 務)

第7条 会長はこの会を代表し、協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、協議会の業務を審議執行する。

4 常務理事は、会長の命を受けて会務を処理する。

5 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(選 出)

第8条 この会の役員は、次により選出する。

2 会長・副会長は、理事の互選による。

3 理事は、組織単位の代表者及び部会長をもってこれにあてる。

4 常務理事は、島根県社会福祉協議会常務理事をもってこれにあてる。

5 監事は、理事会において選任する。

6 部会長は、第5条の各部会から選出された責任代表者をもってこれにあてる。

(任 期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により就任したときは前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(顧問及び参与)

第10条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は会長の諮問に応じて助言を与えることができる。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

5 顧問には費用を弁償しない。

### 第3章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、最高の議決機関であり毎年1回以上開催し、次の事項を承認決定する。

(1) 規約の制定ならびに改廃

(2) 事業計画及び予算の決定ならびに決算の承認

(3) 役員承認

(4) 他団体への加盟及び脱退

(5) 解散ならびに解散にともなう処理

(6) その他特に重要な事項

(総会の構成・招集)

第12条 総会の構成は、施設1名とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、総会において選出する。

(理 事 会)

第13条 理事会は、執行機関であって、会長・副会長及び理事で構成し毎年2回以上会議を開き、協議会の業務を審議執行する。

(常任理事会及び専門委員会)

第14条 この会の業務を円滑に推進するため、この会に、常任理事会及び専門委員会を設置する。

2 常任理事会は、会長・副会長・部会長・常務理事及び専門委員長をもって構成し、この会の業務の調整等を行う。

3 専門委員会は、別表2に掲げる委員会とし、担当部門の具体的計画執行に当り、理事をもってこれにあて、理事はいずれかの専門委員会に所属する。但し、常務理事については、この限りでない。

(招 集)

第15条 会議はすべて会長が招集する。

2 常任理事会及び理事会は、会長が議長となる。

3 部会及び専門委員会は、部長並びに委員長が議長となる。

4 会議を構成する3分の1以上の理事又は部員から、会議の目的たる事項を示して会議の開催請求があったときは、会長は必ず会議を招集しなければならない。

(定数及び議決)

第16条 会議は、会議を構成する過半数の出席者（代理委任状を含む）がなければ開くことができない。  
但し、総会の委任状は5名以内とする。

2 議事は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第4章 会 計

(経 費)

第17条 この会の経費は、会費・負担金・寄付金・助成金その他の収入でこれに充てる。会費に関しては別に定める。

(会 計 監 査)

第18条 会計は毎年1回以上必ず監事の監査を受け、理事会に報告されなければならない。

(会 計 年 度)

第19条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

( 事 務 局 )

第20条 本会の事務を処理するため、事務局をおくことができる。

2 事務局に関する規程は、会長が別にこれを定める。

## 第5章 雑 則

(委 任)

第21条 この会則で定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は昭和36年10月6日より施行する。

この会則は昭和43年4月24日より一部を改正する。

この会則は昭和44年7月6日より一部を改正する。

この会則は昭和48年4月16日より一部を改正する。

この会則は昭和54年9月6日より一部を改正する。

この会則は平成1年5月23日より一部を改正する。

この会則は平成4年2月19日より一部を改正する。

この会則は平成5年2月19日より一部を改正する。

この会則は平成7年3月15日より一部を改正する。

この会則は平成8年5月9日より一部を改正する。

この会則は平成11年6月16日より一部を改正する。

この会則は平成16年6月9日より一部を改正する。

この会則は平成17年6月6日より一部を改正する。

この会則は平成21年6月9日より一部を改正する。

この会則は平成24年6月7日より一部を改正する。

この会則は平成26年6月4日より一部を改正する。

この会則は平成28年6月3日より一部を改正する。

(別表 1)

島根県内市郡保育研究会等
松江市保育研究会
浜田市保育連盟
出雲市保育協議会
益田市保育研究会
大田市保育研究会
江津市保育研究会
雲南保育研究会
邑智郡保育研究会
かのあし保育協議会

(別表 2)

委 員 会 名	担 当 部 門
総務広報委員会	総合的企画・関係団体との連絡調整に関する事 組織の拡大、充実に関する事。 情報収集、広報に関する事。 保育所運営の諸問題の調査研究に関する事。 総会に関する事。
研 修 委 員 会	保育所職員の資質向上のための研修に関する事。 研修会の企画、立案に関する事。 保育制度、内容の調査研究に関する事。 島根県保育研究大会に関する事。 中国地区保育研究大会に関する事。
予算対策委員会	本会の財政に関する事。 保育事業費の資料収集に関する事。 保育事業の予算確保対策に関する事。 (国、県、市町村に対する運動)